公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８３号
静岡県伊豆の国市南條205、住民票上の住所東京都墨田区石原２丁目17番９―302号　南雲ビル
債務者　加藤　康子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
静岡県沼津市大塚233番地の１
債務者　庄司　憲祐
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　優太
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４４５５号
東京都小平市花小金井南町３丁目37―24
債務者　高倉　清起
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川合　順子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４５６号
東京都小平市花小金井南町３丁目37―24
債務者　高倉　廣乃
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川合　順子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２８号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町1862―68―402
債務者　後藤　佳仁
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏卓
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２９号
神奈川県伊勢原市大住台２―９―７―108
債務者　杉山真由美（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　匡
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１９号
東京都練馬区栄町９―６―301
債務者　塚本　芳夫
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　武之
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３５号
東京都板橋区仲町34―11　メゾン・タカノハⅢ―202
債務者　米谷　拓郎
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　寛之
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６６１号
東京都世田谷区宮坂１丁目32―16
債務者　秋谷　政保
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　招子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７９０号
神奈川県横浜市金沢区泥亀１丁目25―２―421
債務者　河村　久滿
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　亨
4　破産債権の届出期間　平成25年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８号
栃木県足利市五十部町1514番地18、前住所栃木県足利市緑町２丁目３番地８　パークサイドヒルズ1002
債務者　齋藤　武久
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　康太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４３７１号
千葉県富津市大堀1033番地１
債務者　平野　富勇
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　博一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７２号
千葉県富津市大堀1033―１
債務者　平野　光枝
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　博一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３４号
愛知県岡崎市羽根西新町６―２　エルハイム岡崎501
債務者　水谷　鏡子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉　　伊吹
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部